

祉用具貸与」と、「第10条第1項及び第2項」とあるのは「第80条第1項」と、「前2項」とあるのは「第76条第1項」と、第11条中「基準該当訪問介護事業者が基準該当訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与事業者が基準該当福祉用具貸与」と、「指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第206条第1項及び指定居宅サービス等基準規則第81条」と、「条例第7条」とあるのは「条例第188条第1項及びこの規則第77条」と読み替えるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業の従業者、設備及び運営の基準は、前節（第76条第2項、第78条第1項及び前条（第4条を準用する部分に限る。）を除く。）に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「指定介護予防福祉用具貸与事業者」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与事業者」と、これらの規定（第78条第2項を除く。）中「指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、「指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与に係る特例介護予防サービス費用基準額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、前条中「読み替える」とあるのは「、第8条中「法定代理受領サービスに該当しない」とあるのは、「第78条第2項の」と読み替えるものとする」とする。

第13章 特定介護予防福祉用具販売

(販売費用の額等の受領)

第82条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、その利用者から現に当該特定介護予防福祉用具（条例第200条に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下この条及び次条において同じ。）の購入に要した費用の額（次条において「販売費用の額」という。）の支払を受けるものとする。

- 2 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の規定により受ける支払のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費
- (2) 特定介護予防福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

- 3 条例第202条第2項の規則で定める費用は、前項各号に掲げる費用とする。

(書類等の交付)

第83条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、その領収書及び次に掲げる書面を利用者に対して交付しなければならない。

- (1) 当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称を記載した書面
- (2) 販売した特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を証明した書面
- (3) 当該特定介護予防福祉用具の概要を記載した書面
- 2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、当該特定介護予防福祉用具の概要を記載した資料を利用者に交付する場合は、前項第

3号の書面を交付することを要しない。

(特定介護予防福祉用具販売計画)

第84条 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画について条例第207条第4項の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。

- 2 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成したときは、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

(準用)

第85条 第4条から第6条まで、第9条第1項及び第76条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業及び指定特定介護予防福祉用具販売事業者について準用する。この場合において、第4条中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第219条に規定する指定特定福祉用具販売事業者」と、「指定訪問介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第218条に規定する指定特定福祉用具販売の」と、「指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第224条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」と、「条例第7条」とあるのは「条例第204条において準用する条例第188条第1項」と、第9条第1項中「第39条第2号」とあるのは「第207条第1項」と、第76条第2項第3号中「指定特定介護予防福祉用具販売（条例第200条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。）第85条において準用する前項」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与 前項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(条例附則第2項の規則で定める有料老人ホーム)
- 2 条例附則第2項の規則で定める有料老人ホームは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）附則第13条に規定する厚生労働大臣が定める有料老人ホームとする。
(介護予防短期入所生活介護に関する経過措置)
- 3 省令附則第2条に規定する指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業と同一の事業所において一体的に運営する場合については、第43条第3項第1号のア及びイ、第2号並びに第4項の規定は、適用しない。

- 4 省令附則第3条に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所においてユニット型指定短期入所生活介護の事業を行うユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業と同一の事業所において一体的に運営する場合における第49条第1項第1号の規定の適用については、同号のイの(イ)のb中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上の面積を標準」とあるのは、「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

- 5 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号。附則第9項において「平成23年改正省令」という。）附則第8条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備及び運営の基準については、平成23年9月1日後最初の法第115条の11において準用する法第70条の2第1項の規定による指定の更新までの間は、同年8月31において当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が従うべき基準の例によることができる。
- 6 省令附則第4条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とを同一の事業者が一体的に運営する場合であって、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に支障がないと認められるときは、第56条第1項第1号のア及びイ並びに第2号の規定は、適用しない。
- （介護予防短期入所療養介護に関する経過措置）
- 7 第59条の規定にかかわらず、省令附則第6条に規定する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。
- (1) 次に定める基準を満たす療養病床
 - ア 一の病室の病床数は、4床以下であること。
 - イ 病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上であること。
 - (2) 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えている機能訓練室
 - (3) 内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有する食堂
 - (4) 身体の不自由な者が入浴するのに適した浴室
- 8 第59条の規定にかかわらず、省令附則第10条に規定する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。
- (1) 次に定める基準を満たす療養病床
 - ア 一の病室の病床数は、4床以下であること。
 - イ 病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上であること。
 - (2) 内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有する食堂
 - (3) 身体の不自由な者が入浴するのに適した浴室
- 9 平成23年改正省令附則第8条第2項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備及び運営の基準については、平成23年9月1日後最初の法第115条の11において準用する法第70条の2第1項の規定による指定の更新までの間は、同年8月31において当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が従うべき基準の例によることができる。
- （介護予防特定施設入居者生活介護に関する経過措置）
- 10 平成18年4月1日前から引き続き存する指定居宅サービス等基準条例第177条第1項に規定する指定特定施設であって、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものについては、第68条第3項第1号のア及び第73条第2項第1号のアの規定は、適用しない。
- 11 平成18年4月1日前から引き続き存する老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム（同日において建築中であったものを含む。）については、第73条第2項第1号のアの規定は、適用しない。

（基準該当介護予防訪問入浴介護に関する経過措置）

- 12 基準該当介護予防訪問入浴介護については、当分の間、条例第45条第3項の規定は、適用しない。
- （指定特定介護予防福祉用具販売に関する経過措置）
- 13 指定特定介護予防福祉用具販売事業者について条例第188条第1項の規定を適用する場合においては、当分の間、同項中「福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業」とあるのは、「事業」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

健康長寿課介護支援室

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第24号

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、

設備及び運営の基準に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第53号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（従業者）

第2条 条例第4条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (2) 生活相談員 1（入所者の数が100を超える場合にあっては、1に、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上
- (3) 介護職員又は看護職員（条例第4条第1項第4号に規定する看護職員をいう。以下この条及び第12条において同じ。） 次に定める基準
 - ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で1（入所者の数が3を超える場合にあっては、1に、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上とすること。
 - イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。
 - (7) 入所者の数が30を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、1以上
 - (8) 入所者の数が30を超えて50を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、2以上
 - (9) 入所者の数が50を超えて130を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、3以上
 - (10) 入所者の数が130を超える指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
 - (4) 栄養士 1以上
 - (5) 機能訓練指導員 1以上

- (6) 介護支援専門員 1以上（1に、入所者の数が100を超えて100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数を標準とする。）
 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第48条第1項第1号の規定による指定を受ける場合は、推定数による。
 3 第1項の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護老人福祉施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
 4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。）にユニット型指定介護老人福祉施設又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。第10項において「指定地域密着型サービス基準」という。）第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合の介護職員及び看護職員（第12条各号の規定により配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
 5 生活相談員は、常勤の者でなければならない。
 6 看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
 7 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。
 8 機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
 9 介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
 10 指定介護老人福祉施設がサテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下この条及び第8条において同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。）である場合であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かないときは、第1項第1号及び第6号に定める医師及び介護支援専門員の数は、当該指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

（設備）

第3条 条例第5条第2項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

（1）居室 次に定める基準

- ア 一の居室の定員は、原則1人すること。ただし、知事が必要と認める場合は、2人以上4人以下とすることができます。
 イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
 ウ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

（2）静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

（3）浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

（4）洗面設備 次に定める基準

- ア 居室のある階ごとに設けること。

- イ 要介護者が使用するのに適したものとすること。

（5）便所 次に定める基準

- ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
 イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

（6）医務室 次に定める基準

- ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

- イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

（7）食堂及び機能訓練室 次に定める基準

- ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積であること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができます。
 イ 必要な備品を備えること。

（8）廊下 廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあっては、2.7メートル）以上とすること。

（重要事項の説明）

第4条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、条例第6条第1項の重要事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該重要事項を記載した文書を交付したものとみなす。

（1）電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

- ア 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

- イ 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第6条第1項の重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2）磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第6条第1項の重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項に規定する方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 第1項の電子情報処理組織とは、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

4 指定介護老人福祉施設は、第1項の規定により条例第6条第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法における次に

掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法によるこれらの者の承諾を得なければならない。

(1) 第1項各号に掲げる方法のうち指定介護老人福祉施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 指定介護老人福祉施設は、前項の規定による承諾をした入所申込者又はその家族から条例第6条第1項の重要事項の提供を電磁的方法により受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、当該重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(利用料等の受領)

第5条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービス（法第48条第4項の規定により施設介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービス（同条第1項第1号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）をいう。以下の条及び次条において同じ。）に該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下この条において同じ。）の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。以下この条において「施設サービス費用基準額」という。）から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前2項の規定により受け支払のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第39号。以下「省令」という。）第9条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 省令第9条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに

伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用の取扱い等については、省令第9条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 条例第13条第2項の規則で定める費用は、第3項各号に掲げる費用とし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第6条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

（施設サービス計画）

第7条 計画担当介護支援専門員（条例第15条第2項に規定する計画担当介護支援専門員をいう。この条において同じ。）は、条例第15条第3項の規定による解決すべき課題の把握に当たっては、入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにしなければならない。

2 前項の解決すべき課題の把握は、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、その理解を得なければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画には、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上で留意事項等を記載しなければならない。

4 条例第15条第6項の規定による入所者の同意は、当該入所者又はその家族に対してあらかじめ施設サービス計画の内容の説明を行った上で、文書により得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成したときは、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、条例第15条第7項の規定による実施状況の把握に当たっては、入所者及びその家族並びに当該入所者に指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の従業者との連絡を継続的に行うものとし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に入所者に面接すること。

(2) 定期的に当該実施状況の把握の結果を記録すること。

7 第1項から第5項までの規定は、施設サービス計画の変更について準用する。

（管理者が他の職務に従事することができる場合）

第8条 条例第24条ただし書の規則で定める場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事する場合とする。

（感染症及び食中毒の予防等の措置）

第9条 条例第31条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置

とする。

- (1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、省令第27条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(事故発生等の防止のための措置)

第10条 条例第39条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、及びその分析を通じた改善策について職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(ユニット型指定介護老人福祉施設の設備)

第11条 条例第44条第2項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) ユニット（条例第2条第2項に規定するユニットをいう。以下この条及び次条において同じ。）次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準
 - ア 居室 次に定める基準
 - (7) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができます。
 - (イ) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室（条例第2条第2項に規定する共同生活室をいう。以下この項において同じ。）に近接して一体的に設けること。
 - (ウ) 一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下とすること。
 - (エ) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(7)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
 - (オ) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔壁する壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。
 - (カ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に定める基準

- (7) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上

を標準とすること。

- (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。
- ウ 洗面設備 次に定める基準
 - (7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。
- エ 便所 次に定める基準
 - (7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。
- (2) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。
- (3) 医務室 次に定める基準

- ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。
- イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

- (4) 廊下 廊下の幅は、1.8メートル（中廊下においては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル（中廊下にあっては、1.8メートル）以上として差し支えない。

(条例第50条第2項の規則で定める職員配置)

第12条 条例第50条第2項の規則で定める職員配置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する指定介護老人福祉施設（その後に増築され、又は改築された部分を除く。）について第3条第1号の規定を適用する場合においては、同号のア中「1人」とあるのは、「4人以下」とし、同アただし書の規定は、適用しない。
- 3 平成12年4月1日前から引き続き存する特別養護老人ホーム（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第20条の規定による改正前の老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。次項において同じ。）の建物（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次項において同じ。）について第3条第1号の規定を適用する場合においては、同号のイ中「10.65平方メートル」とあるのは、「収納設備等に係る部分の面積を除き、4.95平方メートル」とする。

- 4 平成12年4月1日前から引き続き存する特別養護老人ホームの建物について第3条第7号の規定を適用する場合においては、同号のア中「とし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とする」とあるのは、「とする」とする。
- 5 一般病床（医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第1号に規定する精神病床をい

い、健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定するものに限る。以下同じ。）又は療養病床（同法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準については、第3条第7号のアの規定にかかわらず、次に掲げる基準とする。

- (1) 食堂の面積は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とし、機能訓練室の面積は、40平方メートル以上とすること。
- (2) 食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとすること。

6 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準については、第3条第7号のアの規定にかかわらず、同アに定める基準又は前項各号に定める基準のいずれかに適合することとする。

7 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における指定介護老人福祉施設の廊下の基準については、第3条第8号及び第11条第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、その幅を1.2メートル（中廊下にあっては、1.6メートル）以上とすること。

8 前3項の転換とは、病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を指定介護老人福祉施設の用に供することをいう。

9 当分の間、第5条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「算定した費用の額（その額」とあるのは、「算定した費用の額（介護保険法施行法第13条第3項に規定する要介護旧措置入所者にあっては、同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額）とし、その額」とし、同条第3項第1号中「食費の基準費用額（同条第4項」とあるのは「食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（介護保険法施行法第13条第5項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）にあっては、同項第1号に規定する食費の特定基準費用額とし、法第51条の3第4項」と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあっては、介護保険法施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額）とする。」と、同項第2号「居住費の基準費用額（同条第4項」とあるのは「居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあっては、介護保険法施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定基準費用額とし、法第51条の3第4項」と、「居住費の負担限度額」とあるのは「居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあっては、介護保険法施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額）とする。」とする。

10 平成15年4月1日前から引き続き存する指定介護老人福祉施設について第11条第1号の規定を適用する場合においては、同号のイの(イ)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

11 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）附則第3条第1項に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設が従うべき基準については、平成23年9月1日以後最初の法第86条の2第1項の規定による指定の更新までの間は、同年8月31において当該一部ユニット型指定介護老人福祉施設が従うべき基準の例によることができる。

健康長寿課介護支援室

介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部 守一
長野県規則第25号

介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第55号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（従業者）

第2条 条例第4条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 医師 常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上
- (2) 薬剤師 介護老人保健施設の実情に応じた適当事
- (3) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第14条において同じ。）又は介護職員（以下この号において「看護・介護職員」という。）常勤換算方法で、1（入所者の数が3を超える場合にあっては、1に、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上とし、看護職員の員数は、看護・介護職員の総数の7分の2程度を、介護職員の員数は、看護・介護職員の総数の7分の5程度をそれぞれ標準とすること。
- (4) 支援相談員 1以上（入所者の数が100を超える場合にあっては、常勤の支援相談員1名及び常勤換算方法で100を超える部分を100で除して得た数以上の員数）
- (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上
- (6) 栄養士 入所定員100以上の介護老人保健施設にあっては、1以上
- (7) 介護支援専門員 1以上（入所者の数が100を超える場合にあっては、1に、入所者の数が100又はその端数を増すごとに

1を加えて得た数を標準とする。)

(8) 調理員、事務員その他の従業者 介護老人保健施設の実情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第94条第1項の規定による許可を受ける場合は、推定数による。

3 第1項の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護老人保健施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。)及びユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

5 介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であって、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、同項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとする。

6 第1項第1号及び第4号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)は、本体施設が次の各号に掲げる施設である場合において、当該本体施設の当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、医師、支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員を置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 医師、支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員

(2) 病院 医師、栄養士(病床数が100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下「省令」という。)第2条第6項第2号に規定する指定介護療養型医療施設である病院の場合に限る。)

(3) 診療所 医師

7 第1項第1号及び第4号から第7号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設(病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。)の医師、支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 医師、理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士 併設される病院又は診療所の医師、理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入

所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。

(2) 支援相談員又は介護支援専門員 当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の実情に応じた適当数

(施設)

第3条 条例第5条第2項の規定により定める施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 療養室 次に定める基準

ア 一の療養室の定員は、4人以下とすること。

イ 入所者1人当たりの床面積は、8平方メートル以上とすること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接接して設けること。

オ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

カ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

キ ナース・コールを設けること。

(2) 機能訓練室 1平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設にあっては、40平方メートル以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

(3) 談話室 入所者同士又は入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

(4) 食堂 2平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有すること。

(5) 浴室 次に定める基準

ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

(6) レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

(7) 洗面所 療養室のある階ごとに設けること。

(8) 便所 次に定める基準

ア 療養室のある階ごとに設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ウ 常夜灯を設けること。

2 サテライト型小規模介護老人保健施設は、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、条例第5条第1項第11号から第13号までに掲げる施設を設けないことができる。

3 医療機関併設型小規模介護老人保健施設は、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、条例第5条第1項第3号から第13号までに掲げる施設を設けないことができる。

(構造設備)

第4条 条例第6条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する2階建て又は平屋建ての建物であることとする。

- (1) 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下この条において「療養室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- ア 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長）又は消防署長と相談の上、条例第31条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- イ 条例第31条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
- ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 条例第6条第2項の規則で定める要件は、次の各号にいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員することなどにより火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 条例第6条第4項の規定により介護老人保健施設に設けなければならない設備の基準は、次に掲げる基準とする。
- (1) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
- (2) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に定める避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- (3) 階段には、手すりを設けること。
- (4) 廊下の構造は、次のとおりとすること。
- ア 幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
- イ 手すりを設けること。
- ウ 常夜灯を設けること。
- (5) その他入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を設けること。
- （重要事項の説明）**
- 第5条 介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、条例第7条に規定する重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該重要事項を記載した文書を交付したものとみなす。
- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものの
- ア 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又

はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第7条に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第7条に規定する重要事項を記録したものを作成する方法

2 前項に規定する方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成するものでなければならない。

3 第1項の電子情報処理組織とは、介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

4 介護老人保健施設は、第1項の規定により条例第7条に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法における次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法によりこれらの者の承諾を得なければならない。

(1) 第1項各号に掲げる方法のうち介護老人保健施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方法

5 介護老人保健施設は、前項の規定による承諾をした入所申込者又はその家族から条例第7条に規定する重要事項の提供を電磁的方法により受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、当該重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（利用料等の受領）

第6条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービス（法第48条第4項の規定により施設介護サービス費（同条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下この条において同じ。）が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護保健施設サービスをいう。以下この条及び次条において同じ。）に該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下この条において同じ。）の一部として、当該介護保健施設サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該要した費用の額とする。以下この条において「施設サービス費用基準額」という。）から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じ